



キッチンカーで飲食営業等をする事業者を応援します！

新しい生活様式を目指し、市内で中小企業や個人事業主が行うキッチンカーの出店に係る経費の一部を助成します。

対象事業者

中小企業、小規模事業者、個人事業主のうち、キッチンカーによる販売営業を前橋市内で行う事業者

※キッチンカーによる販売営業を行う事業者とは前橋市保健所より飲食店営業(自動車営業)、喫茶店営業(自動車営業)、菓子製造業(自動車営業)の許可を得ている事業者です。

※ただし、定例的に出店されている場所(大型小売店舗、道の駅、定例的なイベント・スポーツイベント、催事等)での営業は対象外です。

事業概要

令和2年8月1日～令和3年3月31日までに実施した事業が対象です。
ただし、3月に実施した事業は、令和3年3月31日までに提出してください

Aタイプ(準備費用)

補助上限額

10万円

補助率

1/2

(千円未満切捨て)

【対象経費】

1事業者1回限り

- キッチンカー出店の準備に係る経費
- ・ 広告宣伝費 (チラシやHP作成費)
 - ・ キャッシュレス決済の導入経費
 - ・ 販路拡大や集客のための団体登録費やフランチャイズ契約経費等
 - ・ 車両の改装経費 (営業許可変更を必要としないものに限る)

Bタイプ(出店支援)

補助上限額

5万円×**3**回

補助率

1/2

(千円未満切捨て)

【対象経費】

1事業者3回まで

- キッチンカー出店時の経費
- ・ 営業のための消耗品費・材料費 (出店日から1週間前までの経費が対象)
 - ・ 場所代・手数料
 - ・ 機器のレンタル料
 - ・ 営業に係る電気代

1回の申請で複数回の出店をまとめて申請できます。ただし、事業期間開始日(初回出店日)から30日以内に提出が必要となります。

注意事項

申請には、事業期間内の日付、経費の明細が確認できる領収書もしくは支払明細書類が必要です。

手続は裏面に記載

申請手順

- AタイプとBタイプを同時に申請することも可能です。
(ただし、Aタイプの申請は1度まで)
- 対象期間内の日付、経費の明細が確認できる領収書や支払明細書類が必要です。
- 審査の結果、交付申請額より交付金額が下回る可能性があります。

【Aタイプ】 申請は1回のみで上限10万円まで

【Bタイプ】 1回につき上限5万円(3回まで)

①キッチンカー営業のための準備(広告宣伝等)を行う。

①対象となるエリアでキッチンカーによる営業を行う。(複数回の出店をまとめて申請できます)

②提出書類を整え、期間内(対象経費の支払い後の出店日から30日以内)に窓口or郵送にて申請する。

②提出書類を整え、期間内(初回出店日から30日以内)に窓口or郵送にて申請する。

【要確認】

申請には、出店したことが確認できる証拠書類や広告宣伝に使用したチラシなどの成果物が必要となります。

【要確認】

事業期間内(初回出店日から30日以内)に出店した全ての事業を上限額まで、まとめて申請できます。

③提出後、にぎわい商業課にて審査を行い、交付金額を確定後に請求先口座に支払い。

提出書類

※2回目以降の申請は⑥～⑧までを省略することができます。

- ①交付申請書兼実績報告書
- ②経費精算報告書
- ③補助事業に係る領収書の写し、レシート、振込明細書等
※対象期間の日付、経費の明細が分かること
- ④証拠書類(チラシ等の成果物、現場写真等)
- ⑤完納証明書(申請日から3カ月以内のもの)
※市役所2階、各支所、各市民サービスセンター、証明サービスセンターで取扱
- ⑥自動車販売の営業許可証の写し
- ⑦実際に営業していることが分かる資料
直近の確定申告の別表1、市町村民税の申告書類の控え、台帳を含む経理関係資料で営業実態が分かる資料、個人事業の開業届出書、事業開始等申告書のいずれか
- ⑧誓約書兼同意書

窓口
提出

前橋市にぎわい商業課商業振興係 (TEL 027-210-2188)

〒371-0023 前橋市本町2-12-1 KBI X元気21まえばし1F

※郵送でも申請できます(消印有効)